

でも、通常一般の社交の程度を超えた贈与等を受けてはならない、等について規定しています。

▼違反した場合の処分

この規程に違反する行為を行った場合には、その違反の程度に応じて、

懲戒処分、又は訓告等の処分が行われます。

処分については、その違反の程度、事由により免職・停職・減給・戒告・指導上の措置（訓告及び嚴重注意）の段階に分けられます。

これまでも町職員の公務員として必要な倫理意識や行動基準というものについては、自ら自覚すべきものとしてありましたが、今回、これを明確に規程として整備することで、職員の倫理意識をさらに向上させようとい

うものです。

町職員一同、今一度公務の原点に立ち返り、利害関係者との接触のあり方、公明で公正な公務の執行当について点検、再認識して参ります。

保健推進委員制度が廃止になりました

平成6年度にスタートした保健推進（委）員制度ですが、平成22年度をもって発展的解消を図ることとなりました。

★廃止に至った経過

① 昨年度、保健推進委

員協議会からも3人の委員に入っていたが、『幌延町健康増進計画』を策定しました。その策定過程で保健推進委員活動について、活動の意義や存続の必要性が協議され、「発展的解消を図ってはどうか？」との提案がされました。

② ①の提案を受けて内部でも協議を重ね、委員の選出に各町内会で大変ご苦労されているとの実態もあり、廃止も致し方無くなりなりました。

③ ①・②を受け、保健推進委員協議会内でも協議を行った結果、全会一致で22年度をもって制度

を廃止することに決定しました。

★廃止の理由

① 町内会で交流することが、少なくなっている。
② 生活スタイルの多様化が進み、健康づくり事業への声かけ自体が難しい状況になっている。
③ 人口の少ない地区では選出が難しく、他の団体等の役員とも重なって、会議への出席や活動の参加が難しい。

★今後に向けて

3月17日に保健推進委員協議会最後の会議が行われました。その中で、健康づくりは今後益々重要なことであり、『幌延

町健康増進計画』を、保健推進委員協議会は無くなっても、それぞれが一人の町民としてできることを進めていこうと話合いました。そして、最後の委員となった責任として、率先してできることを実践していくこととしました。

★最後に…

これまで、保健推進（委）員の推薦のためにご尽力いただいた町内会長さんをはじめ、役員の皆様に心から感謝申し上げます。

また、これまで保健推



進（委）員としてご苦労いただいた百九十名の皆様、委員を支えてくださった町民の皆様、ありがとうございました。

※保健推進委員制度廃止に関しまして、何かご不明なことがありましたら、保健センター（電話5-1790）までお問い合わせください。

